

(平成22年12月22日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認和歌山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
国民年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
国民年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から50年3月まで

私は、婚姻後に国民年金保険料を遡って納付することが可能なことを知り、昭和39年*月からの保険料を遡って全て納付していたはずなので、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳到達月の昭和39年*月から申立期間直前の48年3月までの国民年金保険料については、第2回特例納付を利用して一括納付しており、申立期間直後の50年4月から60歳到達までの保険料についても全て納付している上、60歳到達後も平成16年3月から国民年金に任意加入して保険料を納付し、480か月の納付期間を満たしていることから、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立期間は24か月と比較的短期間であるとともに、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和50年10月24日に払い出されており、この払出時点において申立期間の国民年金保険料は過年度納付が可能である上、前述の特例納付に要する保険料額が9万9,900円であるのに対し、申立期間を過年度納付した場合に要する保険料額は1万9,050円と金額も少額であり、申立人が「払える程度の金額であった。」と供述していることを踏まえると、申立人は、国民年金加入当時において、20歳以降の保険料を特例納付及び過年度納付により全て納付したと考えることも不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年3月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年3月から61年3月まで

ねんきん定期便によると、私が昭和58年3月に会社を退職してから第3号被保険者となった61年4月1日まで国民年金保険料が未納とされている。しかし、当時、国民年金は大切だと言っていた母親が私の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行っていないわけがなく、母親が私の申立期間の保険料を納付してくれたはずなので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の払出日は、申立人が第3号被保険者となった昭和61年4月1日であり、A市町村保管の国民年金被保険者名簿によると、申立人は、それ以前に国民年金に加入した記録が無いことが確認できる。

また、申立人が申立期間の保険料を納付するには、別途国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要となるが、申立人に対し、同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、これらを行ったとする申立人の母親は既に死亡していることから、当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況について確認することができない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成14年4月から16年9月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年4月から16年9月まで
私は、申立期間の国民年金保険料を免除申請していたはずなので、未納となっている記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人については、平成18年6月9日付けで、厚生年金保険被保険者番号が基礎年金番号として付番されるとともに、同日付けで、申立期間より前の2年9月30日から3年10月1日までの国民年金被保険者期間に係る記録が追加されていることが確認できることから、この時点で申立人が最後に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日(平成7年1月18日)以降の期間(申立期間を含む。)についても国民年金被保険者期間とされたものであり、申立期間当時、申立人は国民年金未加入であったものと推認される。

また、申立人は、平成14年から、毎年、A市町村において国民年金の免除申請を行っていたと主張しているが、オンライン記録及び申立人がA市町村に提出した国民年金保険料免除申請書によると、18年5月17日付けの申請により17年4月以降の免除が行われた記録があるものの、それ以前の期間に係る免除申請が行われた記録は確認できない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料に係る免除申請手続を行っていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。